

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第228号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和5年2月21日付け諮問教職第704号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容（以下「本件請求文書」という。）

添付書類は、[事件番号]で、[特定の職員の氏名及び勤務先]及び石川県が被告となった際に、弁護士[弁護士氏名]から提出された「答弁書」である。この文書の中で、被告となった[特定の職員の氏名]側が[職務とは無関係のプライバシーに関する事柄]を述べている部分に関する記述が載った文書（頁）すべて。無関係な頁は飛ばされたい。

2 公開請求に対する処分の内容

公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）

3 担当課（所）

教職員課

4 審査請求の経緯

公開請求	令和	4年12月26日
本件処分	令和	5年 1月10日
審査請求	令和	5年 2月14日
諮問	令和	5年 2月21日
答申	令和	7年11月21日

5 審査請求の趣旨

存否を明らかにし、本件請求文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書の有無を明らかにすることは、条例第7条第2号において保護すべき情報を公にすることになるため、条例第10条を適用してその存否を明らかにすることはできないとの主張を行い、審査請求人は、本件請求文書は公開すべきであると主張している。

(3) 審査会の判断理由

審査請求人は特定の職員の氏名を明示した上で、公開請求を行っていることから、本件請求文書の存否を答えることで明らかになるのは、当該答弁書中に、当該職員の職務とは無関係のプライバシーに関する事柄に係る記述があるか否か（以下「本件存否情報」という。）である。本件存否情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別した上で、当該職員の権利利益を害するおそれのある情報である。

従って、本件請求文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

7 審議経緯

審査回数5回

答 申 書

令和7年11月21日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が行った公文書の公開請求について存否を明らかにしない決定を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年12月26日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容（以下「本件請求文書」という。））

添付書類は、[事件番号] で、[特定の職員の氏名及び勤務先] 及び石川県が被告となった際に、弁護士[弁護士氏名] から提出された「答弁書」である。この文書の中で、被告となった[特定の職員の氏名] 側が[職務とは無関係のプライバシーに関する事柄] を述べている部分に関する記述が載った文書（頁）すべて。無関係な頁は飛ばされたい。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年1月10日付けで、条例第11条第2項の規定により、存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（存否を明らかにしない理由）

当該公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号により非公開とすべき情報を公開することになるので存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年2月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和5年2月21日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- （1） 審査請求人は、令和4年12月26日付けで、答弁中、被告（[特定の職員の氏名]・県）が[職務とは無関係のプライバシーに関する事柄] を述べている部分に関する記述が載った文書（頁）すべての公開を求めた。
- （2） しかし実施機関は本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- （3） 本件処分に関し、実施機関は、条例第7条第2号を理由にしているが、これは明らかな条例の適用の誤用である。
- （4） 第7条第2項イには、除外規定として「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にする

ことが予定されている情報」とある。裁判の公開の原則（憲法第82条）により、誰でも民事訴訟事件の記録を閲覧できることになっている（民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民事訴訟法」という。）第91条第1項）ため、審査請求人が求めた公文書は、既に法令等の規定により公になっているものである。

- (5) 従って、これは条例の誤用であるから、実施機関は速やかに審査請求人の求める文書を開示すべきである。

2 反論書における主張

実施機関は、本件請求文書は、「民事訴訟による答弁書」であり、「その性質等を考慮した」と弁明している。「その性質等」とは、何を意味しているのか不明であり、実施機関は、何を言わんとしているのか、明らかにすべきである。

また、「その性質等」によって判断したにあたり、正当性を証明する条文的根拠を示されたい。

実施機関は、「その性質等」の意味内容を全く示さず、条文も明らかにせず、曖昧かつ恣意的な理由を盾にして、自己にとって都合の悪い情報の非公開を図ろうとしている。

これは、実施機関による公文書公開制度の恣意的な運用で、大変危険なことであり、情報公開制度の根幹を揺るがす大問題である。

また、「その性質等」を考慮するにあたり、文書がなければ判断することなど不可能であるから、同文書が存在することを自ら認めているところである。既に文書が存在することを回答してしまっているから、文書の有無を隠しても意味のないことである。

実施機関は、閲覧等の制限（民事訴訟法第91条第5項及び第92条）に触れているが、第91条「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」との大原則が前提であるから、実施機関の弁明には理由がない。

念のため言及するが、民事訴訟法第91条第5項「訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。」とあるが、本件は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障を来たすものではない。

また、民事訴訟法第92条では、閲覧制限について規定されているが、本件は、個人が識別できる個人固有の情報ではなく、私生活についての重大な秘密でもない。当事者より閲覧制限の申立てがあり、裁判所より認められてない限り、秘密保護のための閲覧等の制限はなされない。従って、公文書公開請求における非公開の適用外である。

万一、実施機関が、本請求事案が、閲覧等の制限（民事訴訟法第91条第5項及び第92条）に触れるというのであれば、どの箇所がどのように抵触するのか、具体的に明らかにするべきである。

弁明からわかるとおり、実施機関は、情報公開制度の恣意的な運用を行い、曖昧な弁明に終始している。これが認められれば、審査請求制度のとんだ茶番劇であり、制度が制度として成立しておらず、大変危険なことと言わざるを得ない。

以上のように、実施機関は、自己の都合の良ように法律や条例を解釈し、弁明にも何ら具体性がないことから、実施機関の主張には理由がないものである。

3 意見書

実施機関は弁明において、請求対象文書が「民事訴訟における被告の答弁書に関するもの」であることを理由に、「その性質等を考慮した結果、公文書の存否を明らかにしない」とする処分を正当化しよう

としている。

しかしながら、ここで言及されている「その性質」とは具体的に何を意味するのかが不明確であり、その説明も一切なされていない。実施機関が自らの職務として作成し、保有する文書は、その用途が訴訟であるか否かを問わず、原則として条例上の「公文書」に該当する。民事訴訟における答弁書も、行政機関が作成し保有している場合は例外ではない。実際に、各地の情報公開審査会においても、訴訟関係文書の開示に関する判断が多数示されている。たとえば、大阪府情報公開審査会平成24年答申第35号では、訴訟対応のために作成された文書であっても、行政機関の内部で保有されている限りにおいては、情報公開条例の対象であるとされている。

さらに、最高裁判所判例（最三小判平成13年3月13日、平成10年（行ツ）第135号）においても、公文書の存否を回答しない、いわゆる「存否応答拒否」が許されるのは、特定の限定的な要件を満たす場合に限られるとされている。具体的には、存否を明らかにするだけで、直ちに個人のプライバシー侵害や公共の安全に重大な支障を及ぼす場合などであり、本件のように、県が当事者として関与した民事訴訟に係る答弁書について、それを理由とした一律の存否拒否は、正当化し得ない。

加えて、情報公開法の趣旨は、「国民の知る権利」に資するために、公的機関が保有する情報を可能な限り開示するという「原則公開」の立場をとるものであり、非公開や存否応答拒否は厳格に限定解釈されるべきである。とりわけ、訴訟に関する文書については、原告・被告双方の主張内容が公にされるものであり、当事者の一方が行政機関である場合、その主張を記録した答弁書が公文書であることは疑いようがない。

以上のとおり、本件請求文書は、県が被告として関与した訴訟における答弁書であり、その作成および保有主体も県自身であることから、条例上の「公文書」に該当するものである。その存在を明らかにしないという処分は、法的根拠が不明確であり、過去の審査会答申および判例にも照らして不合理である。よって、当該文書の存在を認めただけで、速やかに開示手続に移行することが妥当であると強く主張する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

本件請求文書は、民事訴訟における被告の答弁書に関するものであり、その性質等を考慮し、本件請求文書が存在しているか否かを明らかにすることが、条例第7条第2号に規定する非公開情報の保護利益が害されると判断したものである。

なお、民事訴訟事件の記録の閲覧に関し、訴訟記録の閲覧等の制限が民事訴訟法第91条第5項及び第92条に規定されていることを申し添える。

よって審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮を

しなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書について

本件請求文書は、特定の職員の代理人弁護士が訴訟手続において作成した答弁書中、職務とは無関係のプライバシーに関する事柄が記述された文書（頁）である。

実施機関は、本件請求文書の有無を明らかにすることは、条例第7条第2号において保護すべき情報を公にすることになるため、条例第10条を適用してその存否を明らかにすることはできないとの主張を行い、審査請求人は、本件請求文書は同条同号ただし書イに該当する情報であるから、公開すべきであると主張していることから、条例第7条第2号の適用について検討を行う。

3 本件請求文書の存否に係る非公開情報該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

第2号は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

当審査会で検討したところ、審査請求人は特定の職員の氏名を明示した上で、公開請求を行っていることから、本件請求文書の存否を答えることで明らかになるのは、当該答弁書中に、当該職員の職務とは無関係のプライバシーに関する事柄に係る記述があるか否か（以下「本件存否情報」という。）である。本件存否情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別した上で、当該職員の権利利益を害するおそれのある情報である。

4 審査請求人の主張について

次に、審査請求人は、民事訴訟法における訴訟記録の閲覧制度で公となっている情報であり、条例第7条第2号ただし書イに該当する旨を主張していることから、この点について検討を行う。ただし書イは、条例第7条第2号本文に規定する個人情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、例外的に非公開情報から除くと規定する。これは、ただし書イに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のない情報であると解されることから、公開しなければならないとする趣旨である（石川県情報公開条例解釈運用基準）。

審査請求人は、民事訴訟法における訴訟記録の閲覧制度をもとに存否を明らかにすべきとの主張を行っているが、同法第92条は、訴訟記録の中に私生活の重大な秘密が含まれている場合は、当事者からの申し立てがあれば閲覧等の制限が行われ得る旨を規定しており、訴訟記録に記載された情報が条例第7条第2号ただし書イに規定する法令等の規定により公にされる情報と解することはできない。

従って、本件請求文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び樫見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和5年 2月21日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第704号）。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月15日 (第357回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月18日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
7年 8月 7日 (第359回審査会)	事案の審議を行った。
7年 9月 3日 (第361回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月16日 (第363回審査会)	事案の審議を行った。